

電子的診療情報連携体制整備加算に関する掲示

当院は、電子的診療情報連携の体制について、以下の整備を行っています。

- 医師等が診察室等において、オンライン資格確認により取得した薬剤情報、特定健診情報、その他各種診療情報等を活用して診療を行っています
- マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます
- 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しています

当院では、厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、「電子的診療情報連携体制整備加算3」を算定しています。

【電子的診療情報連携体制整備加算3】

- ・初診の場合：4点（月1回）
- ・再診の場合：2点（月1回）

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解・ご協力をお願いいたします。